

フォーラムでの意見集約の結果

質問1

自転車でヒヤッとした経験はありますか？
(自分が歩いているとき、自転車に乗っているとき)

手を挙げた人数

5 人 / 15 人

質問2

自転車安全利用5則を知っていますか？

①自転車は、車道が原則、歩道は例外	②車道は左側を通行	③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行	④安全ルールを守る	⑤子どもはヘルメットを着用	番外 携帯電話等の使用禁止	番外 イヤホン等の使用禁止
手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数
8	8	5	6	6	7	6

○スクールサポーターの方が啓蒙活動をしていた。

○インターネットで知った。

質問3

自転車安全利用5則のうち、つい違反してしまいそうなものはどれですか？

①自転車は、車道が原則、歩道は例外	②車道は左側を通行	③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行	④安全ルールを守る	⑤子どもはヘルメットを着用	番外 携帯電話等の使用禁止	番外 イヤホン等の使用禁止
手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数	手を挙げた人数
6	2	1	4	0	0	0

質問4

自転車安全利用5則を多くの方に知ってもらい、守ってもらうためにはどうすればいいと思いますか？（自由意見）

○中学生がほとんど歩道を並んで走っている。

○学校にどれくらい周知しているのか？

→小学校3年生に交通安全教室を開いている。高校生にはスクエア・ストレート方式の交通安全教室を開いている。

○町会で啓蒙していく。（地域ぐるみの啓蒙活動）

○自転車のルール徹底期間を設けてはどうか。（町会等と連携）

○警察のパトロール時にもっと具体的に言ってもらおう。

○もっと目につくところにルールを出す。（電車の車内広告など）

○自動車免許取得時に教育してみてもどうか。

○文字で指導してもわかりにくいので、体験してルールを知ってもらおう。

その他

○子どもたちを安全に渡らせるため、自転車を止めるが嫌な顔をされる。

○子どもは視野が狭い。ふらふらするので事故につながっている。

○ヘルメットがなかなか守れない。

○電気自動車は近づく音がしないので、注意が必要である。

○自転車専用道路が欲しい。歩道と車道の線引きをわかりやすくしてほしい。

交通安全部会の審議について

区の現状・地域の課題

- 身近な課題として、自転車の運転が重大な事故につながる可能性がある。
- 従来から警察や交通安全協会により、自転車安全利用5則や平成20年6月改正のルールのお知らせをしているところだが、区民へより周知していくことが必要である。(●3.11大震災以降、自転車利用者が増加している。)

課題解決のために…

目的

- 自転車利用者の交通マナーの向上・ルールの周知
- 自転車の交通事故防止につなげる

検討の方向性

- 5則の啓発 ●20年6月改正事項の啓発(●23年5月改正の啓発)(※資料3-5参照)
- 上記の啓発にあたっては、①既存のチラシを有効活用する方法と、②チラシ以外での方法との2本立てで考える。

検討内容

①チラシの配布

- 既存のチラシを効果的に配布して区民へマナー・ルールの周知をはかる。

周知対象者ごとに配布方法を分析

- イベント等にあわせ、チラシの配布を各所で実践した。(一覧表で示す)

報告1

- 多摩区の実情に合わせた内容のチラシで、5則をより効果的にうたえられるものがあるといふ。(既存のチラシは県単位などで作られている。)

アイディア

- 警察署から過去に事故の起きた場所・パターンの情報提供をもらい、チラシに盛り込む。(注意喚起になる)
- チラシに罰則を盛り込む。

- 事件事例や罰則紹介など工夫したチラシを、警察などと協力して作成する必要性をうたえる。

報告2

②チラシ以外の啓発方法

- スクアードストレート方式の交通安全教室

- 広く区民にみてもらう。
- 今後も継続実施していくことの必要性をうたえる。(今年度は2年目)

- 区内小・中学校で自転車の交通安全に関する標語などの募集をする

- 小・中学生がマナーを考えるきっかけになる。

- HP・市政だより区版で周知をする

- 特集記事をくむ。

- 交通安全教育ビデオの貸出し(町内会・自治会、学校などへ向けて)

- 市民・こども局や区役所地域振興課で貸し出しをしている。
- 今後も引き続き町内会・自治会や学校へ周知していく。

報告3

報告書の骨子案について

報告1 既存のチラシの効果的な配布の検証、実践について

既存のチラシの効果的な配布方法を検証し、区内のイベントなどにおいて配布を実施した。

- チラシの配布は、イベントなどで人が集まった際に行うと効果的である。
- いろいろな世代の人にチラシを配布するには、さまざまな場所において、チラシを配布することが必要である。
(●第3期区民会議の中で、チラシをどのようなイベントなどで配布したのか、一覧表を提示する(資料3-4)。イメージがわかりやすいように、配布現場の写真を提示する。)
- 今後も、イベントなどさまざまな場所で、チラシの配布を継続的に実施していくことが必要である。



報告2 より効果的なチラシの必要性について

事事例や罰則紹介など工夫したチラシを、警察などと協力して作成し、啓発することが必要である。

アイデア ~どういったチラシが効果的か~

- 作成するチラシに、自転車安全利用5則や新しいルールを盛り込む。
- 警察署から事故の起きやすい場所・パターンの情報提供を受け、チラシに盛り込む。
- どのような違反をするとどのような罰則があるのかをチラシに盛り込む。



- チラシを区で大量に用意できれば、区内駅前の駐輪場(区内34か所)へ配布することが可能となる。(※建設緑政局自転車対策室との事前調整が必要)
⇒ 普段から自転車を利用している人へピンポイントで啓発することができる。

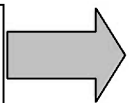
報告3 チラシの配布以外の方法での啓発について

チラシの配布以外の方法でも自転車のマナー・ルールの啓発を図る必要がある。

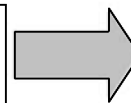
- スクエアドストレート(恐怖を直視する)方式の交通安全教室をさまざまな場所で広く区民に見てもらうように実施することが必要である。事業としては、2年目と日が浅いので、今後も継続実施できるような体制づくりが必要である。
- 区内小・中学校で自転車の交通安全に関する標語などの募集をする方法が考えられる。これにより、小・中学生が自転車の交通安全に関して考えるきっかけとなる。

(実施例)

4~5月、小学校の交通安全教室



6~7月、小学校へ標語などの募集をかける

8月、審査
9月、秋の全国交通安全運動に合わせ、発表

- HP・市政だより区版で特集記事をくむなどして周知をはかる必要がある。

- 交通安全教育DVDビデオを市民・子ども局や区役所地域振興課で貸し出しているのので、引き続き町内会・自治会や学校にDVDビデオの存在や内容を周知していくことが必要である。



チラシの配布を実施したイベント等について

資料 3 - 4

自転車の交通安全に関するチラシは、単独で配布するよりもイベント等の開催にあわせて配布するほうが、啓発に効果的であるので、今年度、区民会議委員等の手によりチラシを配布した。

	イベント名 組織名	場所	対象者	枚数	実施主体 (誰がチラシをまくのか)	備考
1	かえっこバザール (民家園通り商店会の夏まつり、7月23日)	民家園通り商店会	児童及び保護者	100	部会員の所属団体	実施済み
2	生田緑地サマーミュージアム (8月7日)	生田緑地	広く市民	300	区役所・生田緑地3館	実施済み
	川崎フロンターレ 夏休み親子体験会 (8月6・7日)	生田緑地3館(民家園・青少年 科学館・岡本太郎美術館)	児童及び保護者	70	区役所・フロンターレ	実施済み
	こどもの外遊び (8月7日)	生田緑地ゴルフ場	児童及び保護者	200	区役所	実施済み
3	登戸稲荷神社の秋祭り (9月3、4日)		地域住民	100	部会員	実施済み
4	たまたま子育てまつり (9月18日)	市民館	児童及び保護者	60	区役所	実施済み
5	杉山神社大祭 (9月19日)	杉山神社境内	地域住民	100	部会員	実施済み
6	多摩区老人クラブ連合会 演芸大会(9月26日)	市民館	高齢者	100	区役所	実施済み
7	秋の全国交通安全運動 (9月21～30日)の 街頭啓発運動	登戸駅(21日) 生田駅(29日)	通行人	200	交通安全対策協議会・ (区民会議)	21日は台風のため中止。 29日実施済み
8	登戸地区親子運動会 (10月2日)	登戸小学校	児童及び保護者	100	部会員	実施済み
9	生田地区親子運動会 (10月9日)	東生田小学校	児童及び保護者	100	部会員	実施済み
10	区民祭 (10月22日)	生田緑地	広く市民	100	区民会議・区役所	実施済み
11	わくわくナイトバザール (10月29日)	登戸東通り商店街	地域住民	50	部会員の所属団体	実施済み
12	区民会議フォーラム (10月29日)	区役所11階会議室	フォーラム参加者	100	区民会議	実施済み
13	菅高校での指導・啓発活動 (11月4日)	県立菅高校	高校生	300	区役所・交通安全対策協議会・警察署	実施済み
14	中野島老人クラブ連合会の交通安全教室 (11月14日)	多摩区老人福祉センター	高齢者	100	区役所・ 交通安全対策協議会	実施済み
15	スクエアード・ストレート方式の交通安全教室 (12月19日)	百合丘高校	高校生・ 地域の町内会	60	区役所・交通安全対策協議会・ (区民会議)	教室に掲示してもらう

自転車安全利用5則などのルール

自転車安全利用5則

- (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- (2) 車道は左側を通行
- (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- (4) 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認)
- (5) 子どもはヘルメットを着用

平成20年6月改正のルール

- (1) 自転車が歩道通行できるのは、次の場合です。
 - ① 道路標識などで指定された場合
 - ② 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合
 - ③ 車道または交通の状況からみてやむを得ない場合
- (2) 児童・幼児(13歳未満)の保護者は、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

平成23年5月改正のルール

- (1) 携帯電話等の使用禁止
- (2) イヤホン等の使用禁止

警察からの交通事故 情報提供の一例

平成23年6月
多摩署交通課

多摩署管内の高齢者死亡交通事故事例

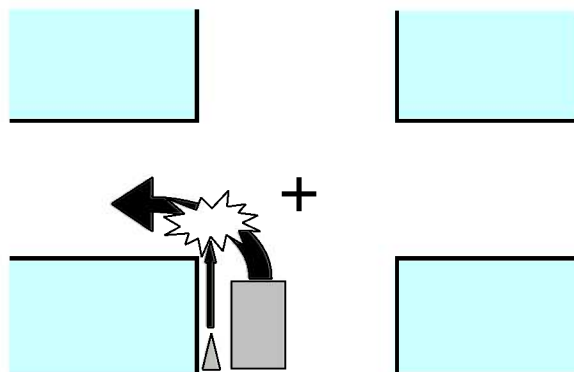
● 1月11日(火) 午後9時13分ころ
川崎市多摩区生田8-7-1先路上(世田谷町田線道路)
信号機のある丁字路交差点を普通車用が直進中、赤信号で横断しようとした歩行者(90歳)と衝突

● 5月14日(土) 午前7時06分ころ
川崎市多摩区枳形4丁目12番先路上(京道世田谷町田線道路)
10tトラック(67歳)がハンドトル操作を誤り暴走、車道左端を走行中の自転車(67歳)と衝突

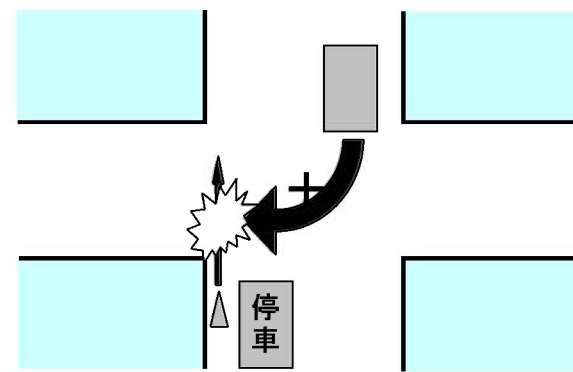
キーワード = 信号無視! 速度超過!

交差点での自転車の交通事故 頻発2パターン

左折乗用車による巻き込み事故!!



すり抜けの自転車と右折乗用車の衝突事故!!



…自動車



…自転車